

奈良県公益認定等審議会の報告要求
に対する意見書

2023年（令和5年）12月1日

公益社団法人橿原経済倶楽部 第三者委員会

委員長 北 岡 秀 晃



委員 島 由美子



委員 伊 藤 啓 太



1 はじめに

第三者委員会（以下「当委員会」という。）は、公益社団法人樫原経済倶楽部（以下「樫原経済倶楽部」という。）の委嘱を受け、2023年（令和5年）8月7日付けで調査報告書を提出した。樫原経済倶楽部は、この当委員会の調査報告書を踏まえ、奈良県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）に対し、令和5年8月29日付けで奈良県知事からの勧告にかかる措置状況報告書を提出したと聞いている。

ところが、この度、審議会から、令和5年10月31日付けで「貴法人の運営組織及び事業活動の状況に関する報告書の提出について（報告要求）」が発出された（以下「報告要求」という。）。この報告要求には、**S** 前会長及び **M** 前副会長から意見書が提出されたとして、所定の質問事項への回答を求め、合理的な説明ができない場合は、第三者委員会の再設置及び再調査並びに知事の勧告に基づく措置の再検討を強く要望するとの記載がなされている。

これを受け、樫原経済倶楽部から、審議会の見解に対する意見を求められたので、当委員会は、特に報告要求のうち当委員会に関する部分を中心に、次のとおり意見を申し述べる。

2 第三者委員会の人選について

報告要求では、第三者委員会の人選がコンプライアンス委員会に一任されており、コンプライアンス委員会の委員長に **K** 氏が就任していることを理由に、あたかも第三者委員会の公正性、中立性に問題があるかのような指摘がなされている。

しかし、コンプライアンス委員会は、令和5年1月19日開催の理事会において、是正対策特別委員会（委員長 **T** ）と公益認定法検討委員会（委員長 **T** ）とが合体する形で設置されることが決議されており、委員は、

K氏のほか、T、N 両副会長（当時）、監事、各種委員会委員長で構成された。第1回コンプライアンス委員会は、同年2月9日に開催され、S 会長、M 副会長も出席する中で、K氏が委員長に選任されている。

そして、同年6月27日の理事会において、第三者委員会の人選については公平公正な人物とすることを確認の上、コンプライアンス委員会に具体的な人選を一任し、引き続いて開催されたコンプライアンス委員会において人選がなされている。従って、当委員会の人選は、理事会の委任に基づき、コンプライアンス委員会が合議により決定しているのであって、当然ながらK委員長が独断で決定しているわけではない。

そもそも当委員会の委員は、いずれも榎原経済倶楽部はもとより、K氏とも何らの利害関係もないのであって、まさに公正中立な立場で、榎原経済倶楽部から提出された議事録その他の書類と、関係者からの聞き取り結果をもとに事実認定と法的評価を行い、調査報告書を作成した。従って、その公正性や中立性について疑義を指摘されるのは、きわめて心外である。しかも、何らかの利害関係があることを理由に公正性や中立性への疑問を指摘されるならまだしも、K氏がコンプライアンス委員会の委員長であることのみをもって、人選の公正性、中立性が損なわれるかのような指摘は、はなはだ合理性を欠くものと言わざるを得ない。

3 S 前会長が当委員会に提出した意見書について

報告要求は、「第三者委員会による再調査に関すること」と題する留意事項の①として、当委員会の調査報告書には、S 前会長から当委員会あてに提出された「公益法人としてのガバナンスについての意見書」と「榎原市長退席動議についての意見書」の内容について触れられていないことを指摘している。

しかし、当委員会の目的と調査範囲は、調査報告書に記載のとおり、知事の勧告書が指摘する①榎原経済倶楽部の役員の多くが榎原商工会議所の役員を兼

職し、役員 の 3 分 の 1 規 定 に 違 反 し た 状 態 が 長 期 間 に わ た り 継 続 し て い た こ と、
② 役 員 の 3 分 の 1 規 定 に 違 反 し て い る 事 実 を 認 識 し た 後 も 立 入 検 査 の 際 に 不 正 確 な 内 容 の 兼 職 届 を 提 示 し て い た こ と、③ 役 員 の 3 分 の 1 規 定 に 違 反 し て い る 事 実 を 認 識 し た 後 も 役 員 の 3 分 の 1 規 定 に 適 合 し て い る も の と し て 役 員 の 変 更 の 届 出 を し て い た こ と に つ い て、事 実 関 係 を 調 査 し、そ の 原 因 を 究 明 す る と と も に、再 発 防 止 策 を 含 め た 今 後 の 対 応 を 提 言 す る こ と に あ る。

そ う す る と、「樫 原 市 長 退 席 動 議 に つ い て の 意 見 書」は、当 委 員 会 の 調 査 範 囲 か ら 明 ら か に は ず れ る も の で あ り、そ も そ も 調 査 報 告 書 に お い て 言 及 す べ き 事 項 で は な い。

ま た、「公 益 法 人 と し て の ガ バ ナ ン ス に つ い て の 意 見 書」は、当 委 員 会 の 調 査 範 囲 に 関 連 す る も の で は あ る が、そ の 内 容 は、「**K** 氏 が、院 政 を 敷 く こ と で、会 長 時 代 と 同 様 の 影 響 力 を 今 ま で 保 持 し て こ ら れ ま し た。」と か「**K**・**■** 両 氏 が 我 々 二 人 に 全 責 任 を 押 し 付 け て こ の 問 題 の 幕 引 き を 図 っ て い る」な ど と す る も の で あ り、当 委 員 会 が 認 定 し た 事 実 と 著 し く 齟 齬 す る も の と な っ て お り、調 査 報 告 書 に 記 載 す る 必 要 を 認 め な か っ た。

調 査 報 告 書 に お い て 指 摘 し た と お り、「**S** 前 会 長 は、何 ら 正 副 会 長 会 や 理 事 会 に 諮 る こ と な く、樫 原 商 工 会 議 所 の **M** 会 頭 と 連 名 で 奈 良 県 に 対 し 調 査 を 求 め る 文 書 を 提 出 し て い る。か か る 行 動 は、組 織 の 長 と し て き わ め て 異 例 で あ り、か つ、ガ バ ナ ン ス 上 も 重 大 な 問 題 を 含 む も の と 思 料 さ れ、当 委 員 会 は、「**S** 前 会 長 の ヒ ア リ ン グ に お い て 重 ね て そ の 理 由 の 説 明 を 求 め た が、明 瞭 な 理 由 の 説 明 が な さ れ な か っ た。**S** 前 会 長 の 上 記 ガ バ ナ ン ス に つ い て 意 見 書 の 内 容 は、こ の 点 に 照 ら し て も、採 用 す る に 値 し な い。

4 「**M** 前 副 会 長 の 発 言 に つ い て

報 告 要 求 は、「第 三 者 委 員 会 に よ る 再 調 査 に 関 す る こ と」と 題 す る 留 意 事 項 の ② と し て、調 査 報 告 書 の 認 定 が、**M** 前 副 会 長 が 令 和 5 年 8 月 4 日 付 け で 当

委員会に提出した意見書の記載内容と食い違っていると指摘している。

確かに、上記意見書には、令和4年8月に県が立入検査に入るまでは、「3分の1規定というのは会議所の会頭と経済倶楽部の会長を兼務することが出来ないぐらいの認識しかなく、誤解していた。」との記載がある。

しかし、平成29年3月21日の正副会長会協議結果には、「公益法人定期立入検査の報告」として、「会長より、立入検査の報告。事務局から指摘事項の説明。」とあり、「3分の1規定について、直ぐに対応できない為、徐々に考慮していくこととする。指摘された場合、その時に考えることで全員一致。」との記載がある。これは、立入検査に際し初めて3分の1規定違反の可能性を指摘された後に開催された正副会長会でのやり取りであり、当然その際に当時の**K**会長からその報告がなされたことが合理的に推察されることに照らしても、その信憑性は高い。

また、平成31年3月20日の正副会長会協議結果には、新会長の人選に関して、**K**会長から、「櫃原商工会議所会頭との兼務自体は問題ないが県との話の中で3分の1規定等もあり困難な為、**S**副会長に依頼したい旨の説明がなされた。」とあり、「**M**副会長より、3分の1規定についてどの機関から言われているのかとの問いがあった為、**K**会長より県の総務との回答をした。**M**副会長は一度県に問い合わせてみるとのことであった。」と記載されている。

M前副会長の意見書の記載は、このような正副会長会の議事録と明らかに齟齬している。少なくとも、3分の1規定の違反が、櫃原商工会議所会頭との兼務問題でないことは、協議結果のやり取りに照らせば、**M**前副会長も当然に理解していたはずである。

さらに、平成31年3月の正副会長会に先だって、**K**会長の指示により、**■**事務局長が、県総務部法務文書課に問い合わせを行った上で、「公益社団法人櫃原経済倶楽部役員（29年7月～31年6月）」を作成し、平成31年

3月現在の兼職者を明示した名簿を作成している。K 会長は、正副会長会において、この兼職者名簿をもとに説明し、3分の1規定に違反した状態であるので、次の役員改選の際には是正する必要があると述べたと供述しているのであって、兼職者名簿という書面が客観的に存在することに鑑みても、その供述の信憑性は高い。そうすると、かかる説明を受けながら、3分の1規定の問題を知らなかったとするM 前副会長の説明は、にわかに措信し難い。

5 調査が不十分との指摘について

報告要求は、当委員会の調査報告書について「後述のとおり、調査が不十分と思われる点がある」とし、「第三者委員会による再調査に関すること」と題する留意事項の③として、役員が3分の1規定に違反している事実を認識した後も、立入検査の際に不正確な内容の兼職届を提示し、役員が3分の1規定に適合しているものとして役員の変更の届出を提出していたことについて、事実関係の調査及び原因分析が不十分であると指摘している。

しかし、調査報告書を読めば、その経緯や原因は容易に理解できるはずである。

すわなち、平成29年2月23日の立入検査の際に、主幹から、役員が3分の1規定に違反する可能性を初めて指摘されたが、同日の立入検査後の講評においては、総務部総務課の担当職員からその点についての言及はなかった。そのため、前記のとおり、正副会長会で対応を検討したものの、直ちに是正するのが困難であると判断し、県から指摘されたときに考えることで一致し、是正を先延ばしした。同年3月28日付けの立入検査結果通知書にも、3分の1規定違反の是正を求める記載はなかった。その結果、是正がなされないまま、令和元年の役員改選後に、公益認定の基準に適合する旨の確認書を添付して役員の変更届を提出することとなった。

また、令和2年2月13日の立入検査においては、前回と同一の職員が検査

に関わったにもかかわらず、役員³の3分の1規定違反の指摘はなく、立入検査結果通知書においても「貴法人の運営組織及び事業活動は概ね良好と認められます。」と記載されていた。そのため、令和3年7月の役員改選にあたっても、3分の1規定違反の状態が続いていたにもかかわらず、前回と同様の役員変更届がなされる結果となった。

このような事態は、調査報告書の「問題点とその原因分析」に記載のとおり、当時の役員において、公益認定基準違反の重大性についての認識が乏しく、公益法人としての自覚や責任感が不十分で、コンプライアンス意識が薄弱であったことに起因する。同時に、県（または審議会）が、平成29年の立入検査の際に、文書により明確に役員³の3分の1規定に違反することを指摘して是正を求めず、また令和2年の立入検査にあたっても、3分の1規定に違反することを指摘しないばかりか、「概ね良好」といわばお墨付きを与えたことが、是正に対する重大なブレーキとなったと言わざるを得ない。

兼職届についても、平成29年2月の立入検査での指摘を受け、兼職を文書で確認する運用に改めたものの、同様にコンプライアンス意識の薄弱さから、兼職届の記載内容の真偽を確認する作業まではなされなかった。この原因に関しても、役員³のコンプライアンス意識の問題と、監督官庁である県の問題点を指摘したつもりである。

よって、当委員会としては、報告要求が指摘する点についても、必要な事実調査と原因分析を行っており、不十分との評価を受けるいわれはない。

6 S、M 両氏提出の意見書について

報告要求には、奈良県に提出された S 前会長、M 前副会長の各意見書が添付されている。その主たる内容は、いずれも令和4年6月ころに初めて役員³の3分の1規定に違反する可能性があることを知ったものであり、それ以前に K 氏らから3分の1規定違反の事実について説明を受けたことも、是正措置

を進言されたこともないとするものである。

しかし、前記のとおり、かかる供述は、残されている正副会長会の協議結果と整合しないし、初めて県職員から役員の3分の1規定違反の可能性を指摘されたK会長がその後開催された正副会長会に報告せず、指摘に対する対応すら協議しなかったとは合理的にみても考えられない。また、平成31年3月時点で役員の兼職状況が記載された兼職者名簿が作成されていたという客観的事実に照らしても、これをもとにK会長から正副会長会において説明がなされ、対応が協議されたものと合理的に推認できるのであって、これと相反するS、M両氏の供述は信用することができない。

S氏の意見書には、3分の1規定の意味とこれに違反している可能性を認識したのは令和4年6月頃と記載されている。しかし、それまで全く知らなかったといいつつ、何故か、いかなる経緯で認識するに至ったのかの説明はない。M氏の意見書においても、「第三者から聞いて初めて認識した」との記載はあるが、具体的な経緯の記載がなく、その信用性を認めるには足りない。

しかも、櫃原経済倶楽部の会長と、櫃原商工会議所の会頭が、そろって3分の1規定の意味とその違反の可能性を認識したというのであれば、それぞれの役員名簿を付き合わせて兼職状況を確認すれば、3分の1規定違反の事実を確認することができるのであって、わざわざ県に対して連名の文書を提出し、調査を求めないと違反の事実が判明しないというものではない。まして、初めてそのような認識をもったのであれば、まずは正副会長会や理事会に報告し、対応を検討した上で、監督官庁である県に対して報告し指導を仰ぐのが当然である。しかるに、S氏らは、何ら自らの組織内で協議することもないままに、県に対し「適切な指導」を求めている。上記意見書を見ても、そのような行動について、相変わらずその合理的理由を説明していないし、その問題性を認識していないこと自体がきわめて問題である。

7 審議会の報告要求について

櫃原経済倶楽部が、長年にわたり役員³の3分の1規定に違反する状況が続けてきたこと、特に規定違反の可能性を指摘されながら、直ちにその是正を図ることなく、漫然と違反が続けてきたことは、コンプライアンス上きわめて重大であり、改善を要することは、調査報告書に記載したとおりである。ただ、役員³の3分の1規定違反により、他団体に不当な支配を受けるなどの実害が生じた⁴と認めるに足りる事情はない。

しかも、令和4年8月の立入検査を受けて、櫃原経済倶楽部は、是正対策特別委員会を設置して、兼職状況の是正に努めるとともに、令和5年1月18日の理事会において、コンプライアンス委員会を設置し、役員となる者に提出させる誓約書、兼職状況届を整備し、3分の1規定違反の解消と再発防止措置をとるに至った。そして、令和5年知事の勧告を受け、当委員会に調査を委嘱し、その調査報告書を踏まえて、令和5年8月29日付けで措置状況報告書を提出したところである。

このように県の監督に基づき是正が図られつつあることを考えると、今般、審議会が、**S**、**M**両氏の意見書が提出されたからとはいえ、第三者委員会の人選の公正・中立に疑問を呈し、調査が不十分であるなどとして、15項目にも及ぶ留意事項をさらに指摘し、第三者委員会の再設置や再調査まで求めることには、驚きと不信を感じざるを得ない。

むしろ、当委員会が調査報告書で指摘したとおり、本件においては、立入検査を行った県職員の対応にきわめて重大な疑問がある。何故、平成29年2月の立入検査の講評で明確に役員³の3分の1違反を指摘せず、立入検査結果通知書にもその旨の記載をしなかったのか。続く令和2年2月の立入検査で、同じ職員が立入検査に関与しながら、何故、役員³の3分の1規定違反の指摘をせず、立入検査結果通知書に「概ね良好」と記載したのか。これは行政機関としてのきわめて重大な問題であり、審議会においても、まずはその事実確認や原因分

析がなされるべきである。しかるに、審議会において、この点についての検討と検証がなされないまま、檀原経済倶楽部に対する報告要求だけがなされているとすれば、それ自体看過できない問題というべきである。

以 上